(注)
1．「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2．社債又は資金の借入れについて農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3．法第25条第１項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4．資金の借入れについて法第26条第１項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5．法第27条第１号若しくは第４号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第２号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。

様式第十三（第12条関係）

事業参入計画の認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定申請のあった事業参入計画については、農業競争力強化支援法第21条第１項の規定に基づき認定する。

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第十四（第12条関係）

事業参入計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定申請のあった事業参入計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
農業競争力強化支援法第21条第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十五（第12条関係）

認定事業参入計画の内容の公表

1．認定をした年月日
2．認定事業参入事業者名
3．認定事業参入計画の目標
⑴　事業参入に係る事業の目標
⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
4．認定事業参入計画に係る事業参入の内容
⑴　事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）
⑵　事業参入を行う場所の住所
⑶　関係事業者又は外国関係法人に関する事項
5．事業参入の開始時期及び終了時期

（記載要領）
「３．認定事業参入計画の目標」、「４．認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第13条関係）

認定事業参入計画の変更認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業参入計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第22条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容

（備考）
1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第十七（第13条関係）

認定事業参入計画の変更認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、農業競争力強化支援法第22条第１項の規定に基づき認定する。

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。